

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 94 号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成 9 年岩手県規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

本則及び様式中次の表の左側に掲げる字句等（同表の中欄に掲げる規定又は様式に規定するものに限る。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に改める。

地方振興局長	第 5 条、第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 8 条第 1 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 12 条第 3 項及び第 5 項、第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 2 項、第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 19 条第 2 項、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 33 条第 2 項並びに第 34 条第 1 項	局長
所管地方振興局長	第 8 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項、第 9 条、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 14 条第 1 項、第 16 条、第 17 条第 1 項、第 18 条第 3 項、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 23 条、第 28 条、第 33 条第 1 項並びに第 35 条	所管する局長
名あて人又は発信人の意味で用いられている「地方振興局長」	様式第 4 号から様式第 11 号まで、様式第 13 号から様式第 18 号まで、様式第 20 号、様式第 23 号から様式第 31 号まで及び様式第 33 号から様式第 37 号まで	「 振興局長」

改正前	改正後
目次 第 1 章～第 4 章 [略] 第 5 章 雑則（第 36 条） 附則 （入居の申込み） 第 2 条 条例第 6 条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて所管地方振興局長に提出しなければならない。  （1）～（4） [略]  （公開抽せん） 第 3 条 地方振興局長は、条例第 7 条第 2 項の規定による公開抽せんを行う場合は、入居申込者に対し、県営住宅抽せん券（様式第 2 号）を交付するものとし、公開抽せんを行う 3 日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。	目次 第 1 章～第 4 章 [略] 附則 （入居の申込み） 第 2 条 条例第 6 条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。  （1）～（4） [略]  （5） 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）第 6 条第 1 項第 2 号に該当する者にあつては、別に定める単身入居の入居者資格認定のための申立書 （公開抽せん） 第 3 条 条例第 50 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第 7 条第 2 項の規定による公開抽せんを行う場合は、入居申込者に対し、県営住宅抽せん券（様式第 2 号）を交付するものとし、公開抽せんを行う 3 日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。

<p>(老人等の要件)</p> <p>第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者又は配偶者からの暴力の被害者の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力(以下「配偶者からの暴力」という。)を受けた者で、その配偶者が同法第10条の規定による保護命令を受けているもの</p> <p>イ 配偶者からの暴力を理由として、福祉総合相談センター若しくは婦人相談所において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項第3号に規定する一時保護を受け、又は婦人保護施設若しくは母子生活支援施設に入所した者</p>	<p>(老人等の要件)</p> <p>第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者又は配偶者からの暴力の被害者の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号) (以下「配偶者暴力防止等法」という。)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの</p>
<p>(入居の期日)</p> <p>第7条 前条の規定による入居の手続を終えた者は、<u>地方振興局長</u>の指定する日までに入居しなければならない。ただし、特別の理由によりその日までに入居できない者は、その旨を申し出て<u>所管地方振興局長</u>の承認を得なければならない。</p>	<p>(入居の期日)</p> <p>第7条 前条の規定による入居の手続を終えた者は、<u>局長</u>の指定する日までに入居しなければならない。ただし、特別の理由によりその日までに入居できない者は、その旨を申し出て<u>所管する局長</u>の承認を得なければならない。</p>
<p>(利用の期日)</p> <p>第31条 条例第40条第1項の規定により許可を受けた者は、<u>地方振興局長</u>の指定する日までに利用を開始しなければならない。ただし、特別の理由によりその日までに利用を開始できない者は、その旨を申し出て<u>所管地方振興局長</u>の承認を得なければならない。</p>	<p>(利用の期日)</p> <p>第31条 条例第40条第1項の規定により許可を受けた者は、<u>局長</u>の指定する日までに利用を開始しなければならない。ただし、特別の理由によりその日までに利用を開始できない者は、その旨を申し出て<u>所管する局長</u>の承認を得なければならない。</p>
<p>第5章 雑則</p> <p>(管理の委託)</p>	
<p>第36条 条例第50条の規定により財団法人岩手県建築住宅センターに委託する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>県営住宅及び共同施設の保全、修繕及び改良に関すること。</u></p> <p>(2) <u>居住環境の整備に関すること。</u></p> <p>(3) <u>県営住宅の入居及び退去並びに駐車場の利用に係る事務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事務に関すること。</u></p> <p>2 管理を委託する県営住宅等は、別表のとおりとする。</p> <p>別表(第36条関係)</p>	

県営住宅等の名称
県営加賀野アパート
県営仙北アパート
県営青山アパート
県営みたけアパート
県営備後第1アパート
県営備後第2アパート
県営つつじが丘アパート
県営岩脇緑ヶ丘アパート
県営松園アパート
県営松園東アパート
県営松園西アパート
県営松園北アパート
県営湯沢アパート
県営みたけ北アパート
県営境田アパート
県営夕顔瀬アパート
県営厨川アパート
県営上堂アパート
県営緑が丘アパート
県営厨川北アパート
県営月が丘アパート

様式第1号

(表)

[略]
地方振興局長 様
[略]
[略]

備考 [略]

(裏)

現在居住している住宅の位置図	現在居住している住宅の間取り図
[略]	[略]

申込みに当たっての注意事項
1 [略]
2 住宅の困窮事情等をお聞きますので、なるべく本人又は家族の方がおいでください。

様式第1号

(表)

[略]
振興局長 様
[略]
[略]

備考 [略]

(裏)

現在居住している住宅の位置図	現在居住している住宅の間取り図
※ 住宅困窮事情1に該当する場合に記入してください。	※ 住宅困窮事情3に該当する場合に記入してください。
[略]	[略]

申込みに当たっての注意事項
1 [略]

3 次の書類を添付してください。

(1)～(5) [略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

岩手県 印

様式第3号(第5条関係)

(表)

[略]

地方振興局長 氏 名 印

[略]

(裏)

[略]

(同居者の異動)

第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、県営住宅同居者異動届(様式第6号)を所管地方振興局長に提出しなければならない。

様式第12号(第12条関係)

[略]

地方振興局長 氏 名 印

[略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に当地方振興局長に対し、意見を述べることができます。

様式第19号(第17条関係)

[略]

地方振興局長 様

[略]

県営住宅用途変更(模様替え、増築)承認申請書  
次のおり用途変更(模様替え、増築)したいので、承認されるよう申請します。

なお、施工に際しては住宅の構造に影響を与えないよう配慮し、退去のときは現状に復し、又は地方振興局長の承認を受けて無償で提供することとし、申請部分について権利金その他一切の権利は、設定しません。

[略]

様式第21号(第18条関係)

[略]

地方振興局長 氏 名 印

2 次の書類を添付してください。

(1)～(5) [略]

(6) 障害のある方が、単身で入居しようとする場合は、単身入居の入居者資格認定のための申立書

様式第2号(第3条関係)

[略]

指定管理者 印

様式第3号(第5条関係)

(表)

[略]

振興局長 氏 名 印

[略]

(裏)

[略]

(同居者の異動)

第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、県営住宅同居者異動届(様式第6号)を所管する局長に提出しなければならない。

様式第12号(第12条関係)

[略]

振興局長 氏 名 印

[略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に当職に対し、意見を述べる事ができます。

様式第19号(第17条関係)

[略]

振興局長 様

[略]

県営住宅用途変更(模様替え、増築)承認申請書  
次のおり用途変更(模様替え、増築)したいので、承認されるよう申請します。

なお、施工に際しては住宅の構造に影響を与えないよう配慮し、退去のときは現状に復し、又は貴職の承認を受けて無償で提供することとし、申請部分について権利金その他一切の権利は、設定しません。

[略]

様式第21号(第18条関係)

[略]

振興局長 氏 名 印

[略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に当地方振興局長に対し、意見を述べることができます。

様式第 22 号 (第 18 条関係)

[略]

地方振興局長 氏 名 [印]

[略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に当地方振興局長に対し、意見を述べることができます。

様式第 32 号 (第 29 条関係)

駐車場抽せん券

[略]

岩 手 県 [印]

[略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に当職に対し、意見を述べることができます。

様式第 22 号 (第 18 条関係)

[略]

振興局長 氏 名 [印]

[略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に当職に対し、意見を述べることができます。

様式第 32 号 (第 29 条関係)

駐車場抽せん券

[略]

指定管理者 [印]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県営住宅等条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申込書等又は許可書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申込書等又は許可書等については、なお従前の例による。